

厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等政策研究事業）
分担研究報告書

障害認定を受けない難聴者の合理的配慮の実態と課題の調査に関する研究

研究分担者 慶應義塾大学医学部 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 大石直樹

研究要旨

聴覚障害6級、4級の基準前後の聴力を呈する中高度難聴者への対応は、医療側の対応も難しい判断が迫られる場面が多い。補聴器、人工内耳の適応聴力はオーバーラップしており、特に補聴器装用後の語音聴力の変化に着目する必要がある。

A. 研究目的

聴覚障害6級、4級の基準聴力は、特に語音聴力の値は適切な補聴前後で改善する例もあり、補聴器、人工内耳の適応基準がオーバーラップしていることから、障害認定に慎重な判断を要する症例も多い。合理的配慮、企業側の対応と並んで、医療者側の対応にも課題があり、その一例として適切な補聴器装用後の語音聴力の改善を認める症例について、その経過を呈示する。

B. 研究方法

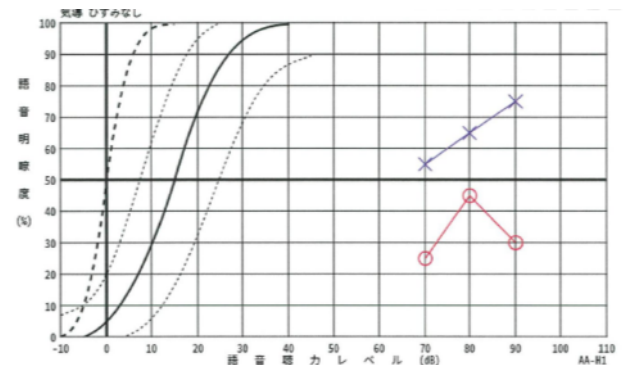
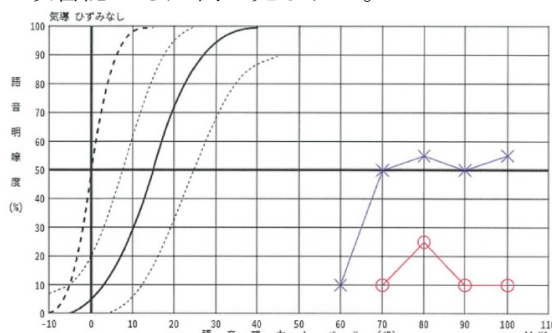
聴覚障害4級の基準をわずかに満たさない両側難聴例に対して補聴器装用を開始後、およそ3か月での語音聴力を再度測定し、語音弁別能の変化を追った。

(倫理面への配慮)

個人が特定されない形でデータの収集を行った。

C. 研究結果

良聴耳の語音弁別能が55%で聴覚障害4級を満たさない症例に対し、両側補聴器装用を3か月継続し、下図のように弁別能75%まで語音聴力の改善認める症例が見られた。



D. 考察

語音弁別能には、内耳機能のみならず、蝸牛神経や聴覚中枢などの後迷路性機能、中枢機能が影響を与えられられる。そのため、適切な聴覚補聴介入後に、言葉の聞き取りが改善する例が散見され、様々な合理的配慮を検討する前提として、適切な補聴介入が重要であると考えられる。特に、2026年に日本耳科学会による成人人工内耳適応基準が改定され、補聴器装用下の65 dB SPLでの語音弁別能が50%以下の場合に、人工内耳の適応と判断されうようになった。今後の医療側の課題として、わずかに聴覚障害の基準を満たさない難聴症例に対して、適切な聴覚補聴手段を確実に行っていくことが求められる。

E. 結論

障害認定にわずかに至らない難聴者に対する、医療者側の課題も残っている。社会的な課題の解決とともに、医療的な課題の解決も求められる。

F. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

該当なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

健康危険情報があるようでしたら以下にご記入ください。研究代表者のほうでまとめて総括報告書に記載いたします。